

令和6年度心と命のサポート事業（出前授業）実施要項

岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

1 趣旨

いじめや自殺の問題に直面した当事者や命に関わる仕事等に携わる方が直接学校を訪問し、授業や講演を通じて、一人一人はかけがえのない存在であり、自他の命を傷つけること、死を選ぶことは絶対にあってはならないこと等を伝え、命を大切にする教育の一層の充実を図る。

2 対象

県内の公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、の児童生徒（岡山市立は除く）

3 実施期間

令和6年6月10日（月）から令和7年2月28日（金）まで

4 事業内容

別添講師リストの中から学校が希望する講師を派遣する。（いじめ防止、生命の尊重、自殺予防、性暴力の防止等のテーマ）

原則として、実施期間内に各校1回の利用に限る。ただし、昼・夜間部がある学校は各1回、特別支援学校は学部単位での申請を2回を上限として可とする。申込み状況により、実施の可否について相談する場合がある。

5 費用

当該事業実施に係る経費は、人権教育・生徒指導課が負担する。

※講師に支払う旅費（県の旅費規程により算出）は負担するが、それ以外の費用（タクシー代等）や最寄り駅・空港～学校間の講師送迎が必要な場合は学校で対応することとし、当課は負担しない。

6 申込み方法

「心と命のサポート事業申請書」（Excel ファイル【様式1】）に必要事項を入力して、電子メールで申し込む。

※所属長の決済を得た上で、日付・発番を入力してください。

※申請書の「希望する講師」欄は、必ず3人を選択してください。

7 提出先

jinkyō-shidou@pref.okayama.lg.jp

8 締切り

令和6年5月8日（水）

※締切り後も受け付けるが、その場合、実施予定日の1か月前までに申し込むこと。
ただし、予算等の都合上対応できない場合があります。

9 留意点

【講師決定について】

- 締切りまでに提出された申請を優先して、講師を決定する。
- 申込み後、5月下旬ごろ講師を決定し、各学校に「講師決定通知」をメールで送付する。講師決定前に学校から直接講師に予約をとらないこと。（予算、日程等の都合上、申請どおりの講師を派遣できないことがある）
- 当課からの「講師決定通知」の連絡後、添付する講師連絡先をもとに、講師と直接打合せを行うようにする。

【出前授業終了後について】

- 出前授業終了後は10日以内に、次のものをメールで提出する。
 - (1) 「令和6年度心と命のサポート事業（出前授業）終了報告書」（Excel ファイル【様式2】）
 - (2) 児童生徒の書いた感想(各学年3～4名分抜粋したもの)【PDFもしくはword】
- 当課への提出物は当課保管用であり、児童生徒の書いたお礼や感想を講師に渡したい場合は直接講師に送るようにする。当課からは転送しません。

【中止、変更の場合について】

- やむを得ない理由で中止、変更する場合は、必ず当課に連絡する。

10 事業の流れ（イメージ）

